
2025年度 税制改正の概要

目次

第1章 個人所得課税	3
(1) 基礎控除の改正	3
(2) 給与所得控除の最低保証額の改正	4
(3) 特定親族特別控除の創設	4
(4) 扶養控除・配偶者控除等を受ける所得要件の改正	5
(5) 確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額の改正	5
(6) 住宅取得控除の改正	6
(7) 退職所得控除の調整規定の改正	6
(8) NISA の改正	7
(9) その他の改正	7
第2章 資産課税	9
(1) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	9
(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正	10
(3) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の改正	11
(4) 認定医療法人制度に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正	12
(5) その他の改正	13
第3章 法人課税	14
(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の改正	14
(2) 中小企業経営強化税制の改正	14
(3) 企業版ふるさと納税制度の延長	15
(4) 再資源化事業等高度化設備の特別償却（35％）の新設	15
(5) リース会計基準の変更に伴う税制上の措置	16
(6) 医療法人に関する改正	17
第4章 消費課税	18

(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度の改正	18
(2) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止	18
第5章 国際課税	19
(1) グローバル・ミニマム課税の改正	19
(2) 外国子会社合算税制の改正	19
第6章 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	20
(1) 防衛特別法人税の創設	20
(2) たばこ税を段階的に引上	20
第7章 納税環境整備	21
(1) 電子帳簿保存制度の改正	21
(2) 青色申告特別控除 65 万円の適用要件の改正	22
(3) 国税の e-TAX 及び地方税の eLTAX の利便性向上	22

第1章 個人所得課税

概要

- 基礎控除の改正
- 給与所得控除の最低保障額の改正
- 特定親族特別控除の創設
- 扶養控除・配偶者控除等の所得要件の改正
- 確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額等の改正
- 住宅取得控除の改正
- 退職所得控除の調整規定の改正
- NISA の改正
- その他の改正（生命保険料控除、エンジェル税制等）

(1) 基礎控除の改正

- 改正の内容

令和 7 年分以後の基礎控除について、改正が行われました。

なお、①イは、恒久的改正ですが、①ロは、令和 7 年・8 年の時限措置です。

また、個人住民税の基礎控除は改正がありません。

①合計所得金額が 655 万円以下

イ、合計所得 132 万円以下の場合

基礎控除額 48 万円⇒95 万円に引上

ロ、合計所得 132 万円超 655 万円以下の場合

基礎控除額が 88 万円から段階的に引下げられ、63 万円となります。

②合計所得金額が 655 万円超 2,350 万円以下

基礎控除額 48 万円⇒58 万円に引上

合計所得金額	控除額				
	改正前	改正後	改正後【基礎控除の特例】（控除額を加算）		
2,350万円以下	48万円	58万円	合計所得金額	加算額	加算後の控除額
			① 132万円以下	+37万円	95万円
			② 132万円超 336万円以下	+30万円	88万円
			③ 336万円超 489万円以下	+10万円	68万円
			④ 489万円超 655万円以下	+5万円	63万円
			⑤ 655万円超 2,350万円以下	特例の加算なし	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円				
2,400万円超 2,450万円以下	32万円				
2,450万円超 2,500万円以下	16万円				
2,500万円超	0円				

(2) 給与所得控除の最低保証額の改正

- 改正の内容

令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年分以後の住民税について、給与所得控除の最低保障額が 55 万円⇒65 万円に上げられます。

(注) 給与収入が 190 万円以下の場合、給与所得控除額は一律 65 万円となります。

給与等の収入金額	控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超180万円以下	収入金額 × 40% - 10万円	
180万円超190万円以下	収入金額 × 30% + 8万円	
190万円超360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円	
360万円超660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円	
660万円超850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円	
850万円超	195万円（上限）	

(3) 特定親族特別控除の創設

- 改正の内容

令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年分以後の住民税について 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族を対象に、特定親族特別控除制度が創設されました。

①特定親族とは

19 歳以上 23 歳未満の扶養親族で、合計所得金額が 123 万円以下の者

②特定親族扶養控除額

イ、特定親族の合計所得金額が 85 万円以下の場合、63 万円の控除

ロ、特定親族の合計所得金額 85 万円超の場合

控除額は段階的に引下げられ、合計所得金額が 123 万円超では控除額は 0 円

	親族等の合計所得金額	所得税の控除額		住民税の控除額	
				改正前	改正後
特定親族特別控除 (仮称)	58万円超 85万円以下	—	63万円	—	45万円
	85万円超 90万円以下		61万円		
	90万円超 95万円以下		51万円		
	95万円超 100万円以下		41万円		41万円
	100万円超 105万円以下		31万円		31万円
	105万円超 110万円以下		21万円		21万円
	110万円超 115万円以下		11万円		11万円
	115万円超 120万円以下		6万円		6万円
	120万円超 123万円以下		3万円		3万円

(4) 扶養控除・配偶者控除等を受ける所得要件の改正

- 改正の内容

令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年分以後の住民税について、扶養控除、配偶者控除等を受ける場合の合計所得金額の要件が上げられました。

①扶養控除及び配偶者控除

扶養親族・配偶者の合計所得金額が 48 万円以下⇒58 万円以下に引上

②配偶者特別控除

配偶者の合計所得金が 48 万円超 133 万円以下⇒58 万円超 133 万円以下に引上

③勤労学生控除

勤労学生（本人）の合計所得金額が 75 万円以下⇒85 万円以下に引上

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

(出典：国税庁)

(5) 確定拠出年金 (iDeCo) の拠出限度額の改正

- 改正の内容

資産形成・老後資金の確保の一環として、確定拠出年金法等の改正を前提に確定拠出年金の拠出限度額が上げられる予定です。

①企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上

イ、確定給付年金制度に加入していない者

月額 5.5 万円⇒月額 6.2 万円

ロ、確定給付年金制度の加入者・・・月額 6.2 万円が限度額

②個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上

イ、自営業者等：月額 6.8 万円⇒7.5 万円

ロ、企業年金未加入の会社員・公務員等

月額 2.3 万円⇒6.2 万円

ハ、企業年金加入の会社員・公務員等

月額 2.0 万円⇒6.2 万円

(注) 60 歳以上 70 歳未満の個人で、一定の要件を満たす者は、個人型確定拠出年金加入できるようになりました。

③国民年金基金の掛金の上限の引上

月額 6.8 万円⇒7.5 万円

(6) 住宅取得控除の改正

- 改正の内容

子育て支援の一環として、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに、新築の認定住宅等（低炭素・省エネ住宅等）を取得し、居住の用に供した場合、住宅取得控除の対象となる借入限度額が引上げられます。

①対象者（特例対象個人）

イ、年齢 40 歳未満の場合には配偶者を有している者

ロ、年齢 40 歳以上の場合には 40 歳未満の配偶者を有する者又は 19 歳未満の扶養親族を有する者

②借入限度額

住宅ローン控除対象の借入限度額が、現行の金額から一定額上乘せされます。

認定住宅 現行借入限度額 4,500 万円⇒5,000 万円に引上

ZEH 水準省エネ住宅 現行借入限度額 3,500 万円⇒4,000 万円に引上

省エネ基準適合住宅 現行借入限度額 3,000 万円⇒4,000 万円に引上

(7) 退職所得控除の調整規定の改正

- 改正の内容

令和 8 年分より、退職所得控除額の計算において、9 年前に支給を受けた企業年金制度の老齢一時金が、勤続期間等の重複排除の特例の対象となります。

①退職手当等の支払を受ける前年以前 9 年以内に老齢一時金

従来、退職所得控除額の計算における勤続期間の重複排除の対象となる老齢一時金等は、退職手当金の受給前年以前 4 年以内でしたが、これが 9 年以内となります。

②退職所得の源泉徴収票の提出対象者の拡大

従来、法人の役員のみが対象でしたが、改正後は全ての従業員が対象となります。

③老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間の延長

受給に関する申告書の保存期間が、現行の 7 年から 10 年に延長されます。

(8) NISA の改正

- 改正の内容

配当や譲渡所得を非課税とすることで、国民の資産形成を促進する新 NISA が多くの国民に利用されています。この利用を促進するための改正がなされました。

①改正の概要

- イ、口座開設 10 年後の所在地確認の廃止
- ロ、金融機関変更時の即日公開買付が可能
- ハ、積立投資枠について、上場投資信託（ETF）の最小取引単位 1 千円から 1 万円に引上

②新 NISA 制度の概要

新 NISA には、2 つの投資枠があり、非課税限度額は合計 1,800 万円です。

- イ、つみたて投資枠・・・特定投資信託を対象に年間 120 万円が投資枠
- ロ、成長投資枠・・・株式、投資信託を対象に年間 240 万円が投資枠

(注) 従来のつみたて NISA 及び一般 NISA

2014 年開始の一般 NISA、2018 年開始のつみたて NISA は、新 NISA 制度の外枠で、非課税措置が適用されています。

(9) その他の改正

①生命保険料控除の改正

令和 8 年分の所得税に対する時限的措置として、生命保険料控除が改正されました。

- イ、対象者・・・23 歳未満の扶養親族を有する者
- ロ、改正事項

一般生命保険料控除の限度額が 4 万円⇒6 万円に引上

(注) 生命保険料控除の総額限度額（12 万円）は、変わりません。

②エンジェル税制の改正

令和 8 年 1 月 1 日以後、スタートアップ企業への投資を行った場合、譲渡益発生年の年に遡り、投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻還付を受けられる繰戻還付制度が創設されました。

③確定申告の添付書類の見直し

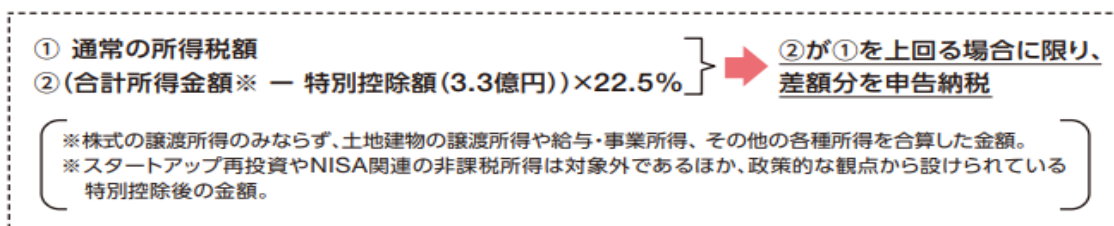
令和 8 年分以後、書面による確定申告書を提出する場合、令和 9 年 1 月 1 日以後、添付書類の見直しがされます。

確定申告書を書面で税務署に提出する場合、小規模企業共済等掛金控除の証明書、生命保険料控除の証明書、地震保険料控除の証明書添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を添付できることとなります。

④高額所得者への課税強化

「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」措置として、高額所得者への課税が強化されます。

上場株式の譲渡、配当等には、20.315%の所得税の源泉徴収で課税が完結することから、高額所得者の租税負担割合が低くなる場合があります。これを是正し、公平な課税とするための制度です。



(出典：財務省)

第2章 資産課税

概要

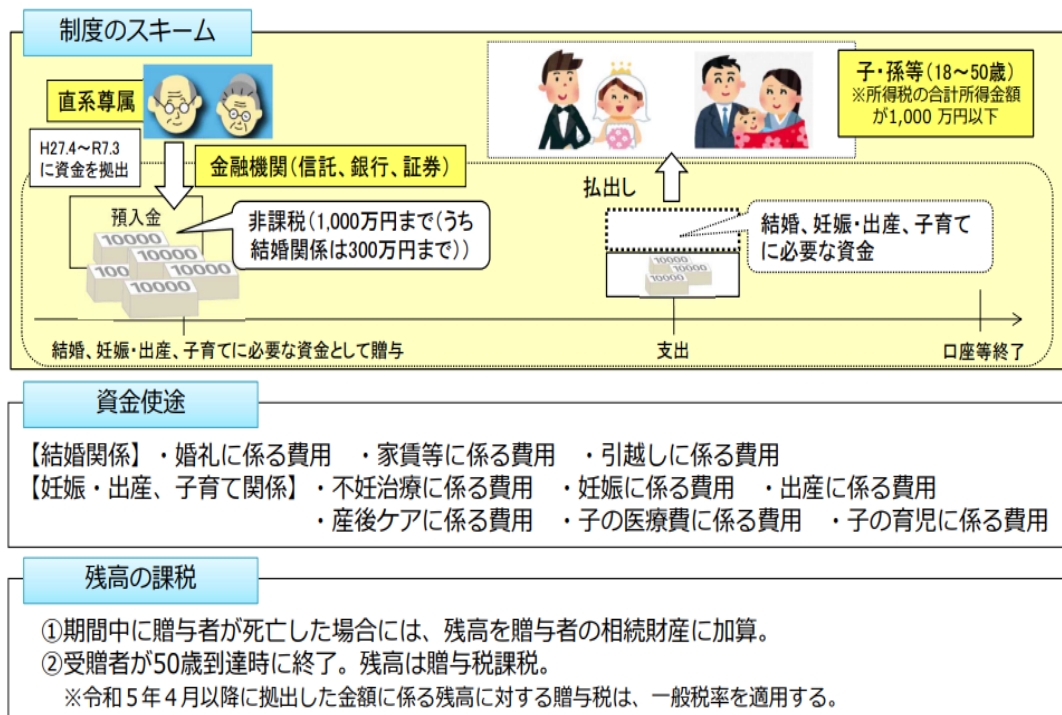
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長
- 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正
- 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の改正
- 認定医療法人制度に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正
- その他の改正

(1) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

改正の内容

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が、適用期限を2年延長し、令和9年まで利用できます。

制度の概要は、次のとおりです。



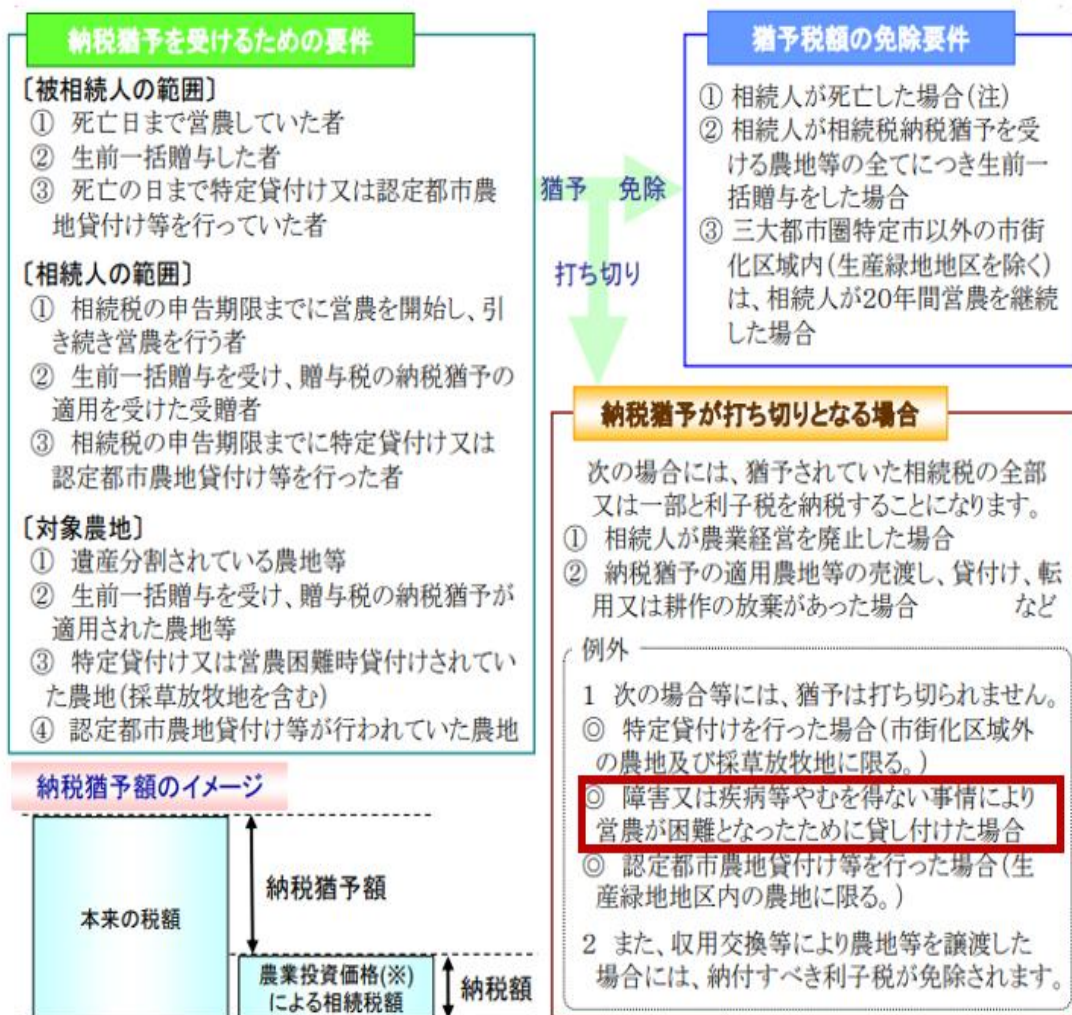
(出典：こども家庭庁)

(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正

● 改正の内容

農地等を贈与・相続した場合の贈与税・相続税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことが加えられます。

制度の概要は次のとおりです。



(出典：農林水産庁)

(3) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の改正

● 改正の内容

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の「特例制度」における役員就任要件について、現行は、贈与の日まで引き続き3年以上役員であることが要件とされていましたが、今回の改正で、贈与の直前において役員であることに見直されました。

①制度の概要

非上場株式等に係る納税猶予制度には、贈与税の納税猶予制度、相続税の納税猶予制度があり、それぞれに「一般措置」と「特例措置」があります。

イ、一般措置

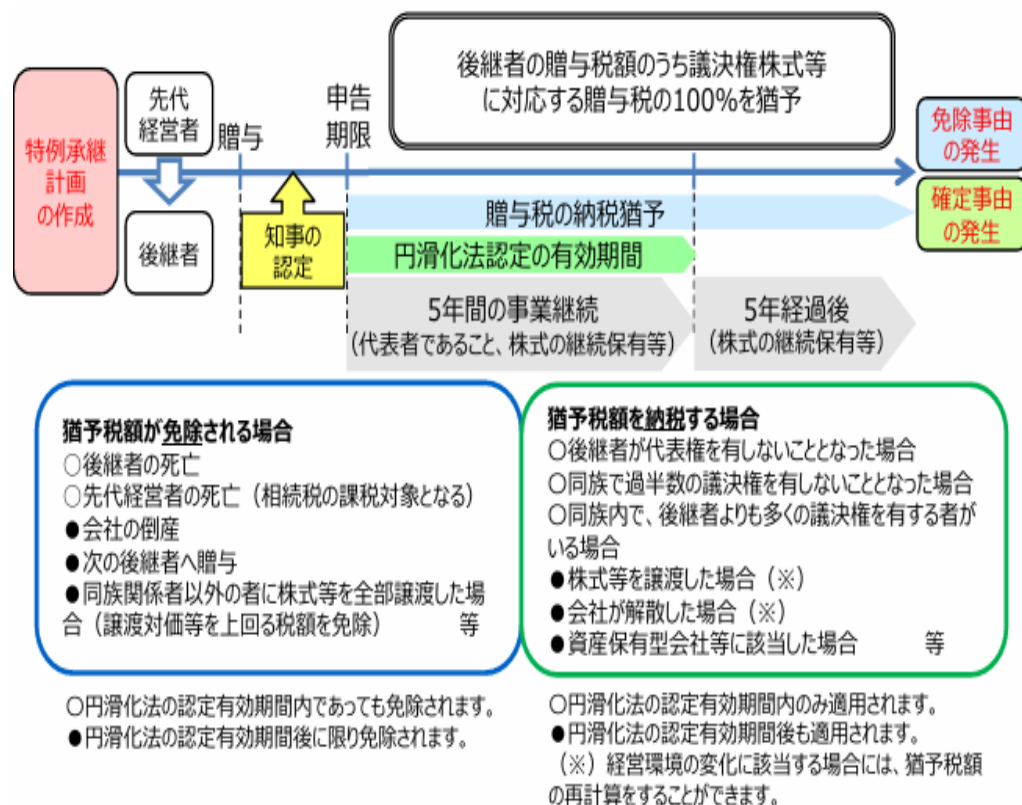
一般措置は、総株式数の最大3分の2までの株式に関し、相続税80%、贈与税100%の納税猶予を認める制度で、適用には期限がありません。

ロ、特例措置

特例措置は、全株式に関し、相続税100%、贈与税100%の納税猶予を認める制度で、適用期限は令和9年12月31日までです。

②贈与税の特例措置の概要

特例措置の概要は、次のとおりです。



（出典：中小企業庁）

(4) 認定医療法人制度に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の改正

● 改正の内容

持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行計画の認定要件の1つである収入に関する要件が見直されました。

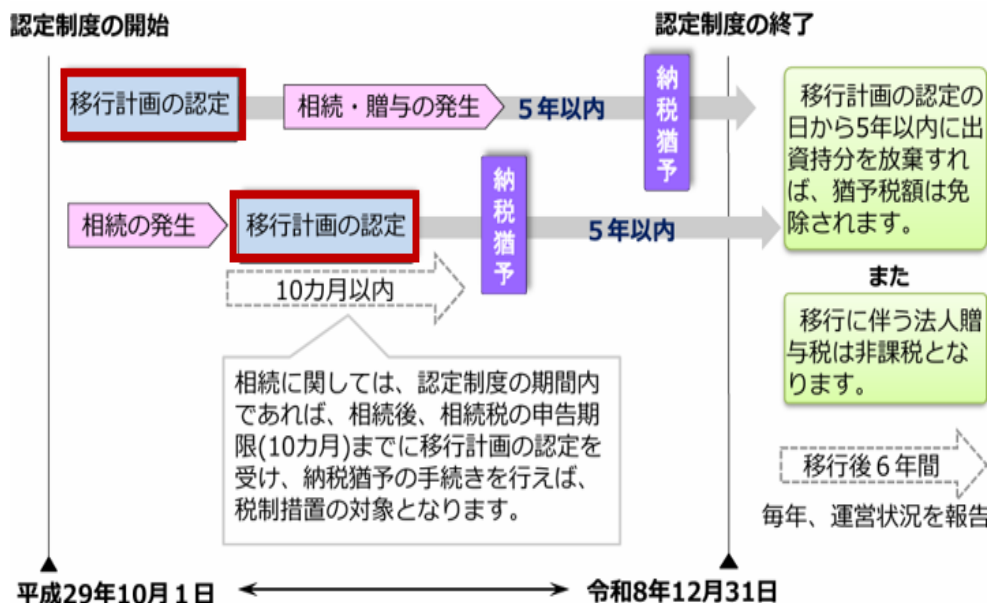
①改正の内容

改正前	改正後
社会保険診療等（介護、予防接種等含む）にかかる収入金額が全収入金額の80%を超えること	左記「社会保険診療等に係る収入金額」につき補助金等を加え、左記「全収入金額」を医療保健業に係る収入金額に見直す。
医療診療による収入金額が医業費用の150%以内であること	左記「医療診療による収入金額」を病院・診療所・介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）とする。

②制度の概要

持分ありの医療法人が、認定医療法人（持分なしの医療法人）に移行する場合、移行計画期間中における相続税、または相続発生後に移行計画の認定を受けた場合の相続税に関し、納税猶予の適用ができます。

また、移行に伴い、持分を放棄した場合、個人とみなされた医療法人への贈与税は、非課税となります。



(出典：厚生労働省)

(5) その他の改正

①公益法人等に寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の改正

一定の要件を満たす財産を公益法人等に寄附し、国税庁長官の非課税承認を受けたときは、この贈与時における財産の含み益に対する譲渡所得税は、非課税となります。この制度に関し、対象範囲となる贈与等の追加、非課税の継続適用措置の要件緩和等の改正がなされました。

第3章 法人課税

概要

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の改正
- 中小企業経営強化税制の改正
- 企業版ふるさと納税制度の延長
- 再資源化事業等高度化設備の特別償却（35％）の新設
- リース会計基準の変更に伴う税制上の措置
- 医療法人に関する改正

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の改正

- 改正の内容

法人税率は 23.2% ですが、中小企業の法人税に関しては、税負担を軽減するため、年 800 万円以下の所得金額については、軽減税率が適用されています。この軽減税率の適用範囲及び税率が改正されました。

①各年度の所得金額が年 10 億円を超える場合

800 万円以下の部分の税率が 15%⇒17%に引上。

②適用範囲

グループ通算制度を適用している通算法人は、軽減税率の適用はできない。

③適用開始

令和 7 年 4 月 1 日開始各事業年度から適用。

(2) 中小企業経営強化税制の改正

- 改正の内容

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却又は取得価額の 10%の税額控除（資本金等の額が 3,000 万円超の法人は 7%）が選択適用できます。

この中小企業経営強化税制に関し、次のような改正がなされました。

①売上高 100 億円超を目指す中小企業に対する拡充措置

工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物が対象設備に追加されました。

②適用期限

適用期限が 2 年間延長され、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得等をした設備に適用されます。

なお、制度の概要は、次のとおりです。

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※計画に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	・投資利益率が年平均7%以上 ・売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ・売上高成長率年平均10%以上を目指す ・前年度売上高10億円超90億円未満 ・最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ・費上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） 器具備品（30万円以上） ソフトウェア（70万円以上） <u>建物及びその附属設備（1,000万円以上）</u> （生産性向上に資する設備の導入に伴って新増設される建物及びその附属設備に限る） ※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

（出典：経済産業省）

(3) 企業版ふるさと納税制度の延長

● 改正の内容

寄附を受ける地方公共団体が、次の措置を講じることを前提に、適用期限が3年延長されます。

①チェックリストによる確認

事業の実施に当たり留意すべき事項のチェックリストを導入し、各実施段階で一定のチェックを行います。

②契約手続きと法人名の公表

契約手続等において、一定の場合に該当するときは、国への実施報告を義務付け、その寄附金を支出した法人名を公表します。

また、寄附活用事業の発注先を、競争入札、随意契約により選定した場合、地方公共団体において、その契約の相手方を公表します。

(4) 再資源化事業等高度化設備の特別償却（35%）の新設

①制度の内容

資源循環のため、再資源化事業を行う青色申告法人で、事業計画の認定を受けたものが、その事業のために、一定の要件を満たす機械装置（2千万円以上）や器具備品（2百万円以上）を取得し、事業に供した場合、35%の特別償却ができます。

②再資源化事業等高度化設備

認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄

物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいいます。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は20億円を限度とします。

イ、機械装置 2,000 万円

ロ、器具備品 200 万円

③適用時期

関係法の施行の日から令和10年3月31日までに取得等をした設備に適用されます。

(5) リース会計基準の変更に伴う税制上の措置

● 改正の内容

新リース会計基準の導入により、従来、財務諸表に計上されていないオペレーティング・リースについてもファイナンス・リースと同様に使用权資産・リース負債の計上や、減価償却費・支払利息の計算と仕訳の計上が必要となります。

また、リースの契約条件やリース期間、リース料に変更があった場合には、都度、リース負債の見直し(再計算)が必要となります。

①法人税法上の措置

法人税法上は改正がないことから、会計上と税務上の調整(加算・減算)が必要となります。

②適用時期

金商法適用対象法人、会計監査人設置会社は、令和9年4月1日以後に締結されたリース契約から強制適用されます。多くの企業では、令和8年3月期から先行適用される見込みです。なお、中小企業では、適用は任意です。

(6) 医療法人に関する改正

- 改正の内容

医療機関の経営基盤の強化等を図るため、事業税関係の改正、医療機器等の特別償却制度等が改正されました。

①社会保険診療等の収入割合（80%超）の計算の改正

事業税軽減の適用要件である「社会保険診療等の収入割合が 80%超であること」に関し、その計算において、次の改正がなされる見込みです。

イ、分子・・・社会保険診療収入に補助金等の金額が加算

ロ、分母・・・「全収入金額」から「医療保険業務による収入金額」に改正

②医療機器等の特別償却制度の改正

制度の対象機器の見直しを行い、適用期限を 2 年延長します。

③医療診療収入金額が患者のために直接必要な経費の 1.5 倍以内であることの計算

収入金額、経費の範囲を明確化し、収入金額に補助金を含めます。

第4章 消費課税

概要

- 外国人旅行者向け消費税免税制度の改正
- リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度の改正

- 改正の内容

外国人旅行者が、免税店で、免税対象品を購入した場合、購入の時点で消費税が免税されます。この制度を不正利用し、免税店で購入した商品を日本国内で転売する等の事例が多くみられます。

そこで、免税制度を変更し、免税店では免税せず、出国時に税関の確認を受けた場合に、消費税を還付する制度に改正されます。

①リファンド方式の導入

購入者が購入日から 90 日以内に出国時の税関で確認を受けた場合、消費税相当額が返金されます。

②免税対象品の範囲の見直し

イ、消耗品の同一店舗一日当たりの購入上限額(50 万円)及び特殊包装要件を廃止
ロ、一般物品と消耗品の区分も撤廃

ハ、金地金等の不正購入が懸念される物品は、免税対象外として個別に指定

ニ、税抜 100 万円以上の免税対象物品は、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報（シリアルナンバー等）が追加

③別送を廃止し、購入店舗から直接海外に配送する「直送」のみを免税対象

④適用 令和 8 年 11 月 1 日以降に行われる販売から適用されます。

(2) リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止

- 改正の内容

新リース会計基準の導入に伴い、リース譲渡に係る収益および費用の帰属事業年度の特例（延払基準）が廃止されます。これに伴い、消費税法上の資産の譲渡等の時期の特例も廃止されます。

令和 7 年 3 月 31 日以前の譲渡については、令和 12 年 3 月 31 日まで延払基準が認められ、延払基準の適用を中止した場合は賦払金の残金を 10 年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置が講じられます。

なお、この改正は、令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

第5章 国際課税

概要

- グローバル・ミニマム課税の改正
- 外国子会社合算税制の改正

(1) グローバル・ミニマム課税の改正

● 改正の内容

令和5年の税制改正で、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,100億円）以上の多国籍企業を対象に、一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税（グローバル・ミニマム課税）の導入がなされました。

今回、グローバル・ミニマム課税のルールのうち、軽課税所得ルール及び国内ミニマム課税が新設され、また制度の明確化の観点から、所定の見直しがされます。

①軽課税所得ルールへの対応

親会社等の所在地国を含む各国ごとの実効税率が基準税率15%に満たない場合、その満たない部分に対応する金額の合計額のうち所得合算ルールの対象とされていない部分について、子会社等の所在地国においてその子会社等に対して課税を行う制度（軽課税所得ルール）に関し、次の改正がなされました。

イ、国際最低課税残余额に対する法人税（税率90.7%）の創設

ロ、国際最低課税残余额に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の創設

②国内ミニマム課税への対応

国内ミニマム課税は、自国での税負担が基準税率15%に至るまで課税を行う制度であり、所得合算ルールや軽課税所得ルールによる課税よりも優先されます。

国内ミニマム課税に係る法制化として、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税が創設されました。

イ、国内最低課税額に対する法人税（税率75.3%）の創設

ロ、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の創設

③適用時期

令和8年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用。

(2) 外国子会社合算税制の改正

①収益計上時期の改正

外国子会社の決算日から4月（現行2月）を経過する日を含む事業年度に変更。

②申告書添付又は保存の対象とされる範囲の改正

③適用時期

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

第6章 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

概要

- 防衛特別法人税の創設
- たばこ税を段階的に引上

(1) 防衛特別法人税の創設

- 改正の内容

日本の防衛力の抜本的な強化のため、新たに防衛特別法人税が創設されました。

防衛特別法人税の内容は、次のとおりです。

①納税義務者

法人税が課税される法人（人格のない社団及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む）

②税率

基準法人税額（所得税額控除、外国税額控除等を適用しない法人税額）から 500 万円を控除した金額（課税標準）に対し、税率 4% の付加税が課されます。

③中小法人への配慮

基準法人税額が 500 万円を超えない法人は、対象外となります。

④適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。

(2) たばこ税を段階的に引上

- 改正の内容

加熱式たばこの課税方式を、重量に基づき紙巻たばこに換算する方式に変更し、一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本として課税します。加えてたばこ税率を 3 段階で引き上げることで、防衛費を調達します。

①加熱式たばこへの課税適正化

加熱式たばこの課税の適正化については、2 段階で、令和 8 年 4 月及び同年 10 月に実施されます。

②たばこ税率の引上げ

その上で、国のたばこ税率が、3 段階で、令和 9 年 4 月、令和 10 年 4 月、令和 11 年 4 月にそれぞれ 1 本当たり 0.5 円（1 箱 10 円）ずつ引き上げられます。

第7章 納税環境整備

概要

- 電子帳簿等保存制度の改正
- 青色申告特別控除 65 万円の適用要件の改正
- 国税の e-Tax 及び地方税の eLTAX の利便性向上

(1) 電子帳簿保存制度の改正

● 改正の内容

電子取引データの保存制度について、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、所定の要件を満たして保存を行う場合、電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為に重加算税を 10%加重する措置の対象から除外されます。

①概要

電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽・仮装による申告等がある場合、重加算税の割合を 10%加重する措置の対象から、訂正や削除がわかるシステムで保存している場合が除外されます。

②国税庁長官が定める基準に適合するシステム

次のいずれかの取引データについて①～③の新設する送受信・保存の要件に従い保存できるシステムです。

なお、これらの要件を満たしていることを確認できるようにする必要があり、事前の届出が必要となります。

イ、デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス
ロ、預貯金口座における決済データ

	新設する送受信・保存の要件
電子取引データの改ざん防止要件	①データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
適正記帳のための要件	②電子取引データの金額を、訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）。 【記帳の適正性確保】
	③電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと。 【電子帳簿との相互関連性確保】

(注) 令和 9 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税に適用。

(2) 青色申告特別控除 65 万円の適用要件の改正

- 改正の内容

青色申告特別控除（65 万円）の適用要件は、現行の適用要件である一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代え、次のように変わります。

①現行の適用要件

正規の簿記の原則に従い記録していることに加え、以下のいずれかの要件を満たしていること。

イ、優良な電子帳簿の保存を行っている

ロ、e-Tax による電子申告をしている

②改正後の適用要件

正規の簿記の原則に従い記録していることに加え、以下のいずれかの要件を満たしていること。

イ、優良な電子帳簿の保存を行っている

ロ、e-Tax による電子申告をしている

ハ、上記（1）②のシステムを使用し電子取引データを要件に沿って保存している

③適用

令和 9 年分以後の所得税に適用されます。

(3) 国税の e-TAX 及び地方税の eLTAX の利便性向上

①eLTAX

固定資産税等の納税通知書等について、令和 9 年 4 月以降（個人には令和 10 年 1 月 1 日以降）、副本が電子的に送付可能になります。

②e-Tax

令和 10 年 1 月 1 日より、スキャナーで作成した電磁的記録を送付する場合の要件が見直されます。